

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 12 月 1 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700324号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700212号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月16日の標準賞与額を31万6,000円、平成18年6月28日の標準賞与額を26万4,000円、平成19年12月19日の標準賞与額を34万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年6月
③ 平成19年12月

A社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていなかった。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者の請求期間に係る預金元帳により、A社から請求期間①においては平成17年12月16日及び同年12月28日に、請求期間②においては平成18年6月28日に2回、請求期間③においては平成19年12月19日及び同年12月28日に振込みが確認できるところ、複数の同僚が保有する平成17年12月の賞与支給明細書、平成18年6月分賞与及び平成19年12月分賞与に係る給与支給明細書、預金通帳、金融機関から提出された預金元帳、取引推移一覧表及びお取引明細表(以下「同僚に係る金融機関資料」という。)並びに同社の財務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から平成17年12月16日に27万5,890

円が、平成18年6月28日に21万7,396円が、平成19年12月19日に28万1,313円が賞与として振り込まれていることが認められる。

請求期間①について、複数の同僚が保有する平成17年12月の賞与支給明細書において、厚生年金保険料欄は空欄となっているものの、健康保険料欄に健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料が合算して記載されていることが推認でき、賞与支給額の11%に相当する額が健康保険料欄に記載されていることから、請求者についても同様に控除されていたものと推認できる上、金融機関から提出された請求者の請求期間①に係る預金元帳並びに複数の同僚が保有する請求期間①に係る賞与支給明細書、預金通帳及び同僚に係る金融機関資料から判断すると、請求者は、A社から平成17年12月16日に34万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②及び③について、金融機関から提出された請求者の請求期間②及び③に係る預金元帳並びに複数の同僚が保有する請求期間②及び③に係る平成18年6月分賞与及び平成19年12月分賞与の給与支給明細書、預金通帳及び同僚に係る金融機関資料から判断すると、請求者は、A社から平成18年6月28日に27万円の賞与の支払を、平成19年12月19日に35万円の賞与の支払を受け、いずれも当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、複数の同僚が保有する上記賞与支給明細書及び上記給与支給明細書並びに金融機関から提出された請求者に係る預金元帳により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年12月16日は31万6,000円、平成18年6月28日は26万4,000円、平成19年12月19日は34万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないものの、A社の財務担当者は、平成17年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。